

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和6年2月29日

**【計算期間】** 第11期(自平成31年1月1日 至 令和元年12月31日)

**【発行者名】** バラック・ファンドSPCリミテッド  
(Barak Fund SPC Limited)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 ミッチェル・アラン・バレット  
(Mitchell Alan Barrett)

**【本店の所在の場所】** ケイマン諸島、KY1-1002 グランドケイマン、私書箱10240、  
サウス・チャーチ通り103、ハーバー・プレイス4階、  
ハーニーズ・サービスズ(ケイマン)リミテッド気付  
(c/o Harneys Services (Cayman) Limited, 4th Floor ,  
Harbor Place, 103 South Church Street, PO Box 10240 ,  
Grand Cayman , KY1-1002, Cayman Islands)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 小野 雄 作  
弁護士 谷田部 耕 介

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5  
霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所  
(旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 小野 雄 作  
弁護士 谷田部 耕 介

**【連絡場所】** 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5  
霞が関ビルディング5階  
小野・谷田部グローバル法律事務所  
(旧名称(2023年5月8日まで): 狛・小野グローバル法律事務所)

**【電話番号】** 03(6550)8301

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

ケイマン籍アンブレラ型のオープン・エンド型外国投資法人であるバラック・ファンド SPC リミテッド - バラック・ストラクチャード・トレード・ファイナンス・セグリゲートッド・ポートフォリオ (Barak Fund SPC Limited - Barak Structured Trade Finance Segregated Portfolio) (以下「本ファンド」といいます。)は、2008年9月16日に設立され、その日本向けの投資証券であるクラスB参加株式(米ドル建)を新たに発行して日本で販売するため、2019年9月20日に有価証券届出書を提出し、2019年10月7日から同年17日までその当初募集を日本で行いました。

金融商品取引法第193条の2により、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社等のうち外国有価証券の発行者については、金融商品取引法の規定に基づき提出する財務計算に関する書類につき、「外国監査法人等」(公認会計士法第34条の35第1項の規定により届出を行った者)から監査証明に相当する証明を受けた場合には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることを要しません。本ファンドの場合、最初の有価証券届出書(2019年9月20日提出)ではすでに公認会計士法第34条の35第1項の届出を行っていた外国監査法人等に該当するプライスウォーターハウスクーパースが本ファンドの2018年12月31日に終了した会計年度の財務書類を監査しておりましたので、有価証券届出書において開示された本ファンドの財務書類は、金融商品取引法第193条の2第1項1号および公認会計士法第1条の3第7項により「外国監査法人等」から監査証明に相当する証明を受けた場合に該当していません。

本ファンドのクラスB参加株式(米ドル建)の当初募集が行われた年(2019年)の12月末で本ファンドの第11期の会計年度が終了し、第11期会計年度(2019年12月末に終了した会計年度)の監査済財務書類は翌年(2020年)6月末に提出するはずであった有価証券届出書および有価証券報告書に添付する予定でした。しかし、その年(2020年)の初めから世界中で新型コロナが流行し、一般的にすべての外国投資信託/外国投資法人の有価証券報告書と有価証券届出書の提出期限が3ヶ月間延長されました。しかしそれでも本ファンドの監査済財務書類は当初の延期された提出期限に間に合いませんでした。それはその年の初めから世界中で流行し始めた新型コロナのために投資対象の担保付債権(ローン)の多くが債務不履行となり、ポートフォリオ全体として投資対象の流動性がなくなってしまい、株主(投資主)からの買戻請求に対応できなくなり、2020年の春に買戻請求に基づく償還を停止し、2020年8月末までであった日本での募集期間(申込期間)はその後延長されずに終了し、その後、現在まで募集は行っていません。

流動性のなくなった組入れ資産についてはその評価が困難となり、当初の監査法人であった外国監査法人等と本ファンドの運用会社との間で本ファンドの組入れ資産の評価について意見が合わず、2020年9月末まで延長された最初の有価証券報告書の提出期限を過ぎても監査済財務書類を作成することができず、結局その年の末までに、当初の外国監査法人等(プライスウォーターハウスクーパース)に本ファンドの監査法人としての地位を降りてもらい、やむなく本ファンドの監査法人としてMHAマッキンタイヤー・ハドソン・ケイマン・リミテッド(MHA MacIntyre Hudson Cayman Ltd.) (以下「MHAケイマン」といいます。)を新しく本ファンドの監査法人として任命し、同法人が、2019年12月末、2020年12月末および2021年12月末に終了した各会計年度の財務書類の監査を実施し、同法人から監査報告書を入手しました。

本ファンドは、2019年12月31日、2020年12月31日、2021年12月31日に終了した会計年度に係る財務書類を、2021年4月30日、2021年7月21日および2022年7月27日に提出した訂正有価証券報告書に記載していません。2021年4月30日に提出した訂正有価証券報告書の「第二部、第5 外国投資法人の

経理状況」において、「財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けており、監査報告書を受領している。」旨を記載した上で、当時「外国監査法人等」に該当していなかったMHAケイマンの監査報告書を添付して、関東財務局長に提出していました（注）。

（注）新しい監査法人（MHAケイマン）の下でも流動性を失った組入れ資産の評価は困難な問題があり、運用会社であるバラック・ファンド・マネジメント・リミテッドとの合意に時間がかかり、結局2021年4月になって2019年12月末に終了した会計年度の監査済財務書類が完成し、その監査済財務書類を記載した訂正有価証券報告書を2021年4月30日に提出しました（訂正される元の有価証券報告書には当該財務書類のドラフトを記載して、延長された提出期限2020年9月30日までに提出してありました）。その後、さらに、公認会計士法第34条の35第1項の届出をしていないMHAケイマンが監査を行った2020年12月末に終了した会計年度および2021年12月末に終了した会計年度の監査済財務書類をそれぞれ記載の上、2021年7月21日および2022年7月27日に訂正有価証券報告書を提出しました（本来であればそれぞれ2021年6月末および2022年6月末の期限までに提出されるべきでしたが、監査済財務書類を受領したのがそれぞれ6月末の期限を過ぎていたため、その年の6月末の期限にはそれぞれ1年前の財務書類を記載し、その翌月に監査済財務書類をそれぞれ記載の上、訂正有価証券報告書を提出いたしました）。

その後（2022年9月）関東財務局からMHAケイマンが公認会計士法第34条の35第1項に規定する届出を行っているかどうか問い合わせがあり、MHAケイマンが公認会計士法第34条の35第1項の届出をしていなかったことから、2019年12月末、2020年12月末、2021年12月末に終了した各会計年度の財務書類は、金融商品取引法第193条の2第1項による「外国監査法人等」から監査証明に相当する証明を受けたものに該当せず、同項に違反する状態であったことが判明しました。本ファンドは、直ちに当該届出を行い、2023年2月1日にその届出が受理され、MHAケイマンは「外国監査法人等」に該当することになりました。したがって、2022年12月31日終了年度の本ファンドの財務書類については、2023年8月3日に訂正有価証券報告書を提出し、同法人により監査された財務書類および同法人により作成された監査報告書を開示しております。

本ファンドは、2021年4月30日、2021年7月21日および2022年7月27日に提出した訂正有価証券報告書において開示した本ファンドの2019年12月31日、2020年12月31日、2021年12月31日にそれぞれ終了した会計年度の財務書類に係る監査が監査基準に従い適正に行われていたこと、これらの財務書類が公正に表示されたものであったこと等について、MHAケイマンから2023年12月22日付のカバーレターを受領したので、本訂正報告書に添付するとともに、2020年9月30日に提出した有価証券報告書（2021年4月30日付訂正報告書を含み、以下「原報告書」といいます。）の記載内容を訂正いたします。

## 2【訂正の内容】

別段の記載のない限り、訂正箇所は下線をもって示します。

### 第5 外国投資法人の経理状況

#### 1 財務諸表

< 訂正前 >

2019年12月31日終了会計年度の財務書類

以下に掲げるファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されたファンドの原文の財務書類を翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文（英語）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

ファンドの原文の財務書類は、ファンドの基準通貨（米ドル）で表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。換算は、便宜上、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で行われています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（注） ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PwC）からマッキンタイヤー・ハドソン・ケイマン・リミテッド（Macintyre Hudson Cayman Limited）（以下「MHAケイマン」といいます。）に変更されました。

（後 略）

< 訂正後 >

2019年12月31日終了会計年度の財務書類

以下に掲げるファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されたファンドの原文の財務書類を翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文（英語）の財務書類は、外国監査法人の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

(注)本財務書類より、ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)よりマッキンタイヤー・ハドソン・ケイマン・リミテッド(Macintyre Hudson Cayman Limited)(以下「MHAケイマン」といいます。)に変更されました。MHAケイマンは、原報告書の提出時点においては、公認会計士法第34条の35第1項の届出を行っておらず、「外国監査法人等」に該当しておりませんでした。その後当該届出を行い、2023年2月1付で「外国監査法人等」として登録されております。ファンドは、改めて、MHAケイマンから2023年12月22日付カバーレターを受領し、原報告書に記載された原文の財務書類の監査が適切に行われ、当該財務書類が公正に表示されている旨の確認を得ております。

ファンドの原文の財務書類は、ファンドの基準通貨(米ドル)で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。換算は、便宜上、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.71円)で行われています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(後 略)